

情報番号：13030102

テーマ：融資・助成金を受けるための基本的な流れを理解しよう

編著者：三宅 隆之

融資・助成金を受けるための基本的な流れを理解しよう

数ある公的融資や助成金制度の中から該当するものを選び出し、実際に融資の実行や助成金の受給に至るまでの流れをみてみよう。

■対象項目の選び方

すでに触れたように、ひとくちに公的融資といってもいろいろあり、自社に最適のものを選ぶことになるが、そのポイントは大きく三つある。

①自社の条件にあったものを選択する

そもそも公的融資は主に中小企業を対象としており、まずは、中小企業基本法に定められている中小企業の定義に当てはまるかどうか再確認したい。

- 製造業など…従業員300人以下または資本金3億円以下（鉱業は1000人以下）
- 卸売業…従業員100人以下または資本金1億円以下
- 小売業…従業員50人以下または資本金5,000万円以下
- サービス業…従業員100人以下または資本金5,000万円以下

そのうえで、業種などによって対象となる融資項目が絞られてくるので、それに従えばよい。なお、機関によっては「引き続き1年以上同一場所で、同一の営業を営んでいること」などの条件も付くことがあるので注意したい。

②使途目的で選ぶ

「運転資金」なのか「設備資金」なのか、はたまた「経営改善資金」なのかといったように、目的に合わせて選択する必要がある。また、「設備資金+運転資金」といったように、複数の融資を受けることも可能である。

③融資額によって選ぶ

公的融資は、融資項目によって融資限度額が決まっている。自社の投資規模や経営状況に照らし合わせて決めたい。

なお、助成金や奨励金、補助金は支給目的が明確に決まっており、申込みに際しては、その目的の趣旨を正しく理解することが必要となってくる。

■ 公的融資を受けるための手続き

提出する書類は金融機関によっても、受けようとする融資によっても異なるが、日本政策金融公庫（中小企業事業）の直接貸付の場合の手順は、図表3のような流れになるのが一般的だ。

一連の流れの中でのポイントは融資相談。ここで事業の内容や営業状況、使途や返済計画などを詳しく聞かれたり、人物審査を受けることになる。そのためにも、事業計画書が必要となってくるわけだ。

なお、商工会議所や商工会から派遣された調査員が調査にくるケース（国民金融公庫の「経営改善貸付」の場合）があるほか、信用保証協会の保証を受ける場合は、別の書類や手続きが必要となる。

図表3 日本政策金融公庫（中小企業事業9）の直接貸付の流れ

融 資 相 談 ・ 申 込 受 付	手 続
	日本政策金融公庫の本店、支店で直接申し込みを受け付ける
	提出する書類
	1. 会社案内、製品カタログ等 2. 最近2期分の決算書、最近時の試算表（決算月から時間が経っている場合） 3. 試算表の作成時点の金融機関別取引状況（預金、借入金、割引手形などの内訳） 4. 今次計画の概要とその効果（長期運転資金の場合は、資金を必要とする理由） 5. 担保物件の概略 6. その他参考資料（投資概要関連見積書など）



調 査 ・ 貸 付 決 定	手 続
	業況、計画の効果などの調査結果に基づいて貸付を決定する
	提出する書類
	1. 納税証明書 2. 担保物件明細表（不動産については登記簿謄本を添付） 3. 商業登記簿謄本、定款（個人の場合は住民票の写し） 4. その他、調査に必要な書類



契 約	手 続
	金銭消費貸借契約を結び、担保権を設定する
	提出する書類
	1. 貸付先代表者（個人の場合は本人）の印鑑証明書 2. 保証人および担保提供者の印鑑証明書 3. 担保物件についての保険証券（後順位質権の場合は保険証券の写し） 4. 法人が保証、担保提供を行なう場合は、その商業登記簿謄本および必要に応じて取締役会議事録謄（抄）本など



資 金 払 出 し	手 続
	担保権の登記等完了後、資金を払い出す
	提出する書類
	1. 抵当権の登記済謄本 2. 質権設定承諾書 3. 工事代金の請求書または領収書



資 金 使 途 の 確 認	手 続
	資金払出し後、工事の完成（進捗）状況および支払状況を確認する
	提出する書類
	工事完成（進捗状況）報告書



返 済	手 続
	据置期間の後、原則として2カ月賦で返済する この場合、原則として取引銀行の預金口座から返済金を自動的に振り替える自動振替制度を採用している
	提出する書類
	償還元利金預金口座振替申込書

その他（留意事項）
1. 貸付利率については、一部の貸付を除き、最終期限まで契約時に定められた固定金利を適用する方法と、契約時から5年経過ごとに金利を見直す方法のいずれかの方法が選択可能。 2. 公庫の承諾を得て繰上償還を行う場合には、期限前弁済手数料の支払いを要する。

■奨励金などを受けるための手続き

図表3では「育児・介護雇用安定等助成金（休業中能力アップコース）」の例を示したが、奨励金や助成金、補助金の給付を受けるための必要書類や手続きは、その種類ごとに様々である。

一般的には、審査が厳しいといわれるが、自社の管理帳票などで対応可能であり、考えているより煩雑さはないのが実状であろう。

たとえ少々面倒さがあっても、審査に通らなければ支給されれば、返済する必要はないことから、その手間を惜しむことはないだろう。心配であれば各窓口で丁寧に教えてくれる。

図表3 助成金受給の手続き

（育児・介護雇用安定等助成金（休業中能力アップコース）の場合）

